

令和8年(2026年)3月10日
建設委員会資料
都市基盤部住宅課

(第28号議案)

中野区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例

中野区空家等対策基本計画の改定に向けて、令和8年度に空家等対策審議会の設置にあたり、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年12月13日施行)に基づき、中野区空家等対策審議会条例(以下「条例」という。)を次のように改正する。

1 改正内容

条例第2条第1項第1号において引用する空家等対策の推進に関する特別措置法の条番号を「第6条」から「第7条」に改める。

2 施行日

公布の日から施行する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

中野区空家等対策審議会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。</p> <p>(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更に関する事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。</p> <p>(1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更に関する事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>